お知らせ

基準法(確認・検査)および適合証明の電子申請(本申請をインターネット)の申請先として、2023年6月5日申請分から「西部事務所」、「東部事務所」および「甲府事務所」が新たに追加されます。

- **申請**する際には、**必ず申請先を選択**してください。
- 速やかに審査担当を配分する為にも、各申請により下表のとおり申請先を選択してください。

※建築基準法（確認・検査）および適合証明（設計・現場）の申請時には特にご注意ください。

2023年6月5日申請分から
「西部事務所」、「東部事務所」
および「甲府事務所」
が新たに追加されます

業務種別	本申請種別	申請先	支払い方法
建築基準法（確認・検査※） ※：当センターで確認済証を交付したものに限る 適合証明（設計・現場） （当センターで確認済証を交付又は交付予定の建築物に限る）	電子申請	・中部事務所 ・西部事務所 ・東部事務所 ・甲府事務所	月締め払い
	紙面申請 （電子事前申請）	本申請を申請する窓口 ・中部事務所 ・藤枝支所 ・西部事務所 ・袋井支所 ・東部事務所 ・富士支所 ・甲府事務所	・現金払い ・コンビニ払い ・月締め払い
住宅性能評価	電子申請	本所	月締め払い
長期優良住宅	電子申請	本所	
省エネ適合性判定（500㎡以下に限る）	電子申請	本所	
低炭素建築物技術的審査	電子申請	本所	
BELS評価	電子申請	本所	
すまい給付金用現金取得者向け対象住宅証明	電子申請	本所	
性能向上計画認定（省エネ法35条） 認定表示（省エネ法41条）	電子申請	本所	

申請先の選択について

申請する方が各申請の作成中に物件ごとに申請先を選択します

- 申請先は、**ログイン後の各申請を作成中の「チャット画面」の「申請」ボタンをクリックして表示された画面の中で選択**します。
- 業務種別および本申請種別(電子申請・紙面申請)の組み合せの如何により、NICE WEB申請システムが自動的に選択するわけではありませんのでご注意ください。

この内容は、お客様向けユーザ・マニュアル等にも記載されます。